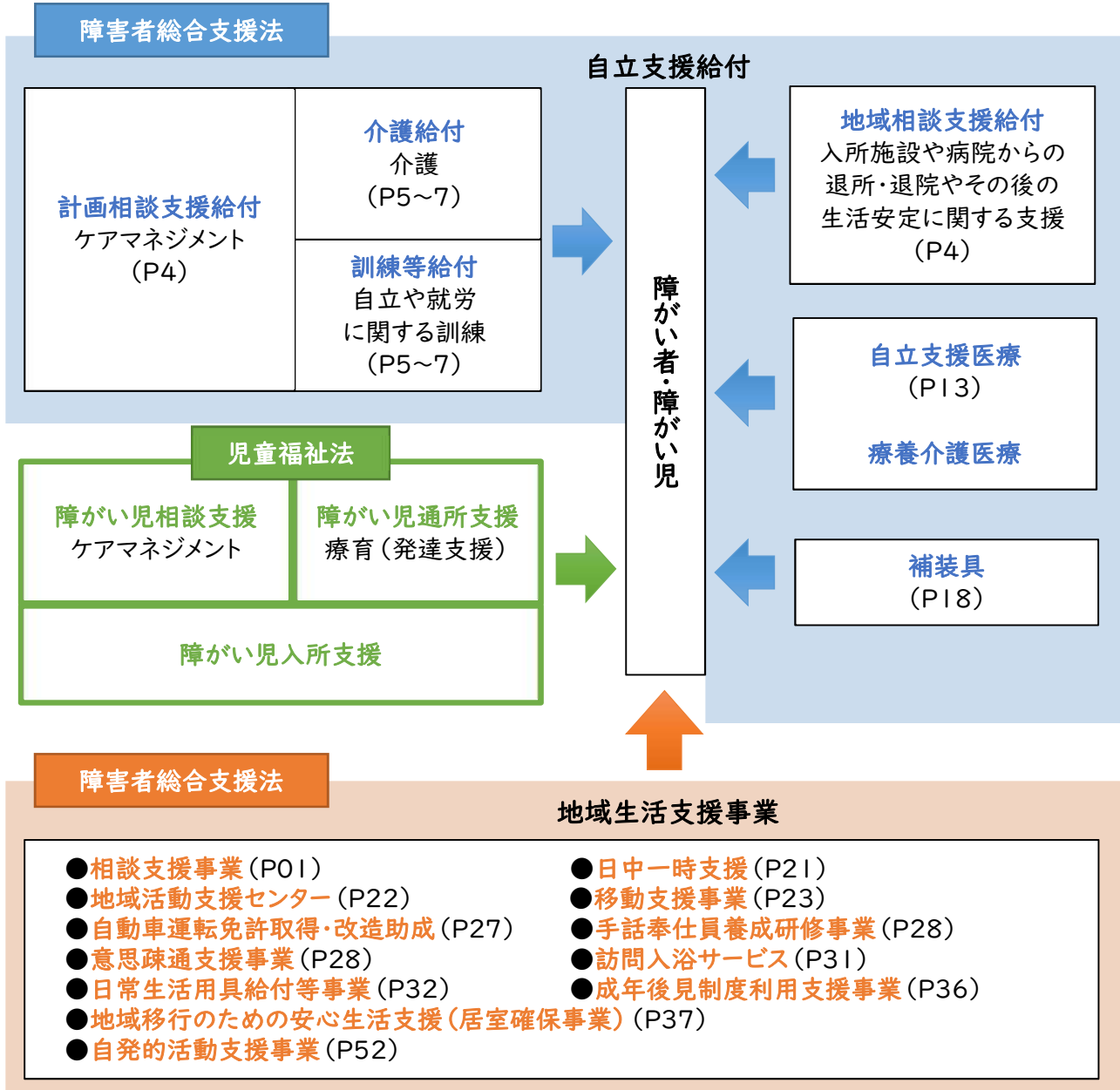


## Ⅱ. 障がい福祉サービス等のしくみ

障がいのある方の日常生活や社会生活の支援について定められた法律が「障害者総合支援法」です。障害者総合支援法で定められている日常生活や社会生活の支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がいのある子どものための支援については「児童福祉法」で定められています。



※ 児童福祉法に関するサービスについては、別に「こどものための発達支援 障がい児通所支援」を作成しておりますので、そちらを参照ください。

